

燕市不育症治療費助成事業

のご案内



燕市では、不育症の悩みを抱えているご夫婦が、少しでも早く医療機関に相談し、適切な治療に結びつくことができるよう、治療にかかる費用の一部を助成しています。

申請には、領収書・診療明細書が必要となりますので、大切に保管しておいて下さい。



不育症治療費助成事業

R2.4.1～スタート

1. 対象者

- ・法律上の夫婦で、夫婦いずれか一方または両方が申請日において燕市に住所を有している
- ・夫婦いずれか一方または両方が不育症治療の受診日において燕市に住所を有している
- ・医療機関で不育症と診断され、治療の必要性が認められた人
- ・市税等の未納がない

2. 対象となる検査・治療

- ・不育症と診断するための検査
- ・不育症の診断を受けて行う治療・検査

※ 母子健康手帳交付日以降の保険診療の自己負担額は対象外です。

※ 入院時の差額ベッド代、病衣使用代、食事料、文書料、消費税は対象外です。

※ 令和2年4月1日からの、医療保険適用及び適用外、調剤費が対象となります。

3. 助成額

1回の治療期間につき、自己負担額の2分の1（上限10万円、1円未満切り捨て）

※ 治療期間とは

不育症の診断をするための検査または治療を開始した日から、不育症治療による出産等の日または医師の判断により治療が終了した日まで

4. 申請回数

- ・1回の治療期間につき1回の申請で、通算5年度まで

※ 申請書を提出した日の年度で計算します。

※ 治療期間が終了した日の翌日から6か月以内に申請が必要です。

対象期間	助成額	助成上限額	助成回数	所得制限 年齢制限
R2.4.1以降の 治療分	自己負担額の1/2	1回の申請につき 上限10万円	1年度の上限なし (通算5年度まで)	なし

5. 手続きの流れ



3 必要書類

【不育症治療費助成】

- 燕市不育症治療費助成事業申請書 ※
- 燕市不育症治療費助成金交付請求書 ※
- 燕市不育症治療費助成事業受診等証明書 ※
- 領収書・診療明細書
- 申請者名義の通帳又は通帳の写し
- 印鑑

※ 必要書類については、窓口でお渡しできるほか、燕市ホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.city.tsubame.niigata.jp/welfare/015001006.html>)

3 助成決定等

- 承認・不承認 ⇒ 後日通知でお知らせします。
- 助成金の振込 ⇒ 指定の口座に申請の2か月前後で振り込みます。

【申請・お問い合わせ先】 燕市吉田西太田1934番地
燕市役所健康づくり課健康推進係(1階17・18番窓口)
☎ 0256-77-8182(直通)